

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 41

内容：ブレーキフルードの交換を提案しないことに憤慨

・車名：ミニバン 　・登録年月：不明 　・走行距離：不明

登録後10年ほど経過している中古車を購入したが、同販売店（当会会員指定工場）で検査もお願いし、納車して貰った。しかし、ブレーキフルードは目視しただけで交換されておらず、乗り始めたら毎回ブレーキペダルの踏みしろが深くなる気がする。これはブレーキフルードを交換していないからで、事故をした場合、貴会はどう責任取るのか？ また、このクルマはVベルトを交換したが、傷があったのとラジエターの水漏れやエンジンメンバーのブッシュのへたりが大きく交換しなければならなかった。「こんな車を販売する工場を貴会が放置しておいていいのか！ 検査はもう一度自分で運輸局へ持ち込むつもりだが、その前に貴会の見解が聞きたい」という苦情。

【対応】

「担当者に連絡しても良いか？」と了解を得て電話してみた。担当者は、「〇〇さんですね、昨日も電話がありました。振興会にも電話しましたか。申し訳ありません」と言い、話は把握していた。当会としては、10年以上経過した中古車を購入して言ってくる苦情内容とも思えず、販売時の契約内容を理解していないのではないかと思われる。当会が貴社に対してどうして欲しいという内容のものではない。ブレーキフルードに関しては交換の必要性について詳しく説明したが、提案云々については違法であるとの認識で当会に貴社の指導を強硬に迫ってきた。ブレーキフルードもエンジンオイルも法的にどうこう言う内容のものではなく、ラジエターも水漏れしたら修理するだけの話。当会がいくら説明しても中古車の保証内容がわからず、その他の苦情も「購入したばかり・・・」という言い方でまくし立ててきている。「新車と中古車の違いから説明した方が良いかもしれない。もう一度、貴社にて説明して欲しい」とお願いして電話を切った。

リヤホイールベアリングのがた点検要領について

リヤホイールベアリングにがたが発生し、部品交換せずにそのまま継続使用された場合、がたが増大して異音が発生し、最悪タイヤが外れることができます。

つきましては、リヤホイールベアリングのがた点検要領について、ご連絡いたしますので、適切な点検・処置を実施頂きますようお願い致します。

本件は、技術情報 2008 年 5 月 (No.454)・2011 年 11 月 (No.496) にて連絡済ですが、その後も同様事例が発生しているため、再度ご連絡するものです。

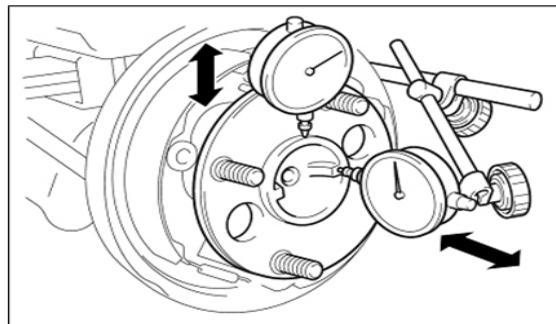
■ 対象

三菱：ミニキャブ、ブラボー、タウンボックス　日産：クリッパー、クリッパーリオ

■ リヤホイールベアリングのがた点検要領

- (1) リフトアップした状態でリヤタイヤを回転させて、なめらかに回転することを確認する。
ゴリゴリ感や引っ掛かり感などがある場合は、当該ベアリングを交換する。
- (2) バッキングプレートとアクスルハウジング間の締め付けトルク
($52 \pm 7 \text{ N} \cdot \text{m}$ [$5.3 \pm 0.7 \text{ kgf} \cdot \text{m}$]) であることを確認する。
- (3) ダイヤルゲージをアクスルシャフトにセットし、軸方向及び車両上下方向に動かしてがたを測定する。

・車両上下方向限度値：0.3mm　・軸方向限度値 0.8mm



- (4) がたが限度値を超える場合は、リヤホイールベアリングとインナーリテナーを交換する。

ベアリング交換時、リヤアクスルシャフトのベアリング圧入部に摩耗が認められた場合には、リヤアクスルシャフトもセットで交換する。

